

■平成19年度■

文部科学省予算の概要

主計局主計官
中川 真

(図表1) 平成19年度 文部科学省一般会計予算の構成

平成19年度文部科学省予算の概要

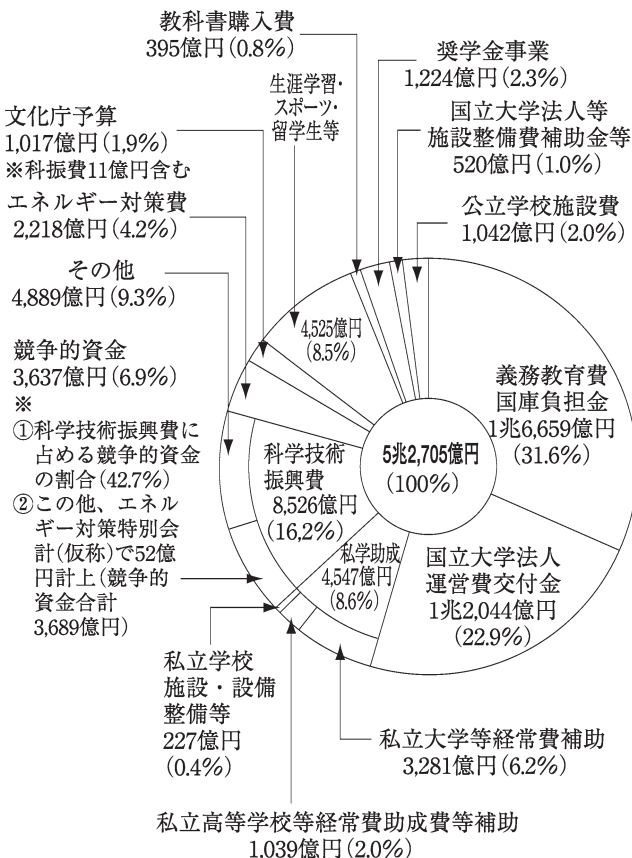
文部科学省は、平成13年度の省庁再編で、旧文部省と旧科学技術庁などが統合して誕生した省であり、予算も文教関係費と科学技術振興費及びその他に大別できる。

平成19年度の文部科学省予算は総額で5兆2,705億円(対前年度比2.7%増)であるが、その内訳をみると、文教関係費が3兆9,183億円(対前年度比0.2%減)、科学技術振興費が8,526億円(対前年度比1.3%増)となっている。文教関係費については、義務教育費国庫負担金、国立大学法人運営費交付金及び私学助成といった機関補助的な経費について「基本方針2006」に掲げられた方針に基づき、子どもの数の減少や給与構造改革を踏まえ、削減を着実に実施することとしている一方、教育の質を高める全国学力調査・学校評価、地域の教育力を活用する放課後子ども教室等、内閣の最重要課題の一つである教育再生について、重点的に措置することとしている。科学技術振興費については、科学技術は、イノベーションを通じた経済成長の源であるとの観点から、厳しい財政事情の中ではあるが、対前年度増となっている。(図表1及び図表2参照)

また、主要事項別にみると、義務教育費国庫負担金、国立大学への運営費交付金等、私立学

区 分	平成19年度 予 定 額	前 年 度 予 算 額	増△減額	伸 率
文部科学省 一般会計	5兆2,705億円	5兆1,324億円	1,381億円	2.7%
うち文化庁	1,017億円	1,006億円	10億円	1.0%

※一般会計にはエネルギー対策特別会計(仮称)への繰入分(1,385億円)を含む。



(図表 2) 文部科学省主要経費別予算額

(単位: 百万円)

事 項	平成18年度 予 算 額	平成19年度 予 算 額	伸 率 (%)
(文教関係費)	3,926,131	3,918,345	▲ 0.2
義務教育費国庫負担金	1,676,349	1,665,912	▲ 0.6
文 教 施 設 費	104,727	104,824	0.1
教育振興助成費	2,009,694	2,003,752	▲ 0.3
国立大学法人運営費	1,221,478	1,204,377	▲ 1.4
国立大学法人施設整備費	50,037	49,628	▲ 0.8
国立大学法人船舶建造費	1,176	685	▲41.8
私立大学等経常費	331,250	328,050	▲ 1.0
私立高校等経常費助成費等	103,850	103,850	0.0
私大・大学院等研究装置	11,434	10,634	▲ 7.0
私立学校施設高度化推進事業	1,189	1,177	▲ 1.0
育 英 事 業 費	135,361	143,858	6.3
(科学技術振興費)	841,383	852,592	1.3
科 学 技 術 振 興 費	841,383	852,592	1.3
研究拠点形成費補助金	43,400	44,407	2.3
科学研究費補助金	189,500	191,300	0.9
科学技術振興調整費	39,800	36,800	▲ 7.5
(その他)	364,904	499,611	36.9
文 官 等 恩 給 費	749	756	0.9
経 済 協 力 費	26,924	26,432	▲ 1.8
エ ネ ル ギ ー 対 策 費	85,418	221,809	159.7
そ の 他 の 事 項 経 費	251,813	250,614	▲ 0.5
文 部 科 学 省 所 管 合 計	5,132,417	5,270,549	2.7

校への助成、科学技術振興費が大宗を占め（全体の79.3%）、その他エネルギー対策費、育英奨学事業、公立学校施設費、文化予算、教科書購入費などが含まれている。（図表 1 参照）

II 文教関係費

1. 教育再生への対応

平成19年度の文教関係費は、内閣の最重要課題である教育再生へ資する経費について特に重点的に予算措置を講じた内容となっている。具体的な各施策の詳細については、以下のとおりである。

(1) 全国学力調査の実施

学力の客観的・悉皆的な調査を行い、教育の充実につなげるための全国学力調査（66億円）を行うこととしている。これは学力低下への懸念が広がる中、全国ベースでの客観的な学力データを収集する必要性が生じたことから、平成19年度から全国で学力調査を実施するものである。（小学6年生と中学3年生。）

合わせて、調査の結果を有効に活用するために、客観的な経年比較等を行うための「学力調査の実施に係る技術基盤構築等開発事業」及び教育委員会や学校における効果的な取組や課題を明らかにし、改善につなげるための「学力調査の結果に基づく検証改善サイクルの確立に向けた実践研究」を実施する。

(2) 学校評価の推進

教育の質の保証・向上を図るため、自己評価の実施・結果の公表とともに学校の外部評価の充実が求められているところである。

学校について客観的な評価を行い、外部の目を通した学校改革を促すため、「学校の第三者評価に関する研究」（2億円）として、評価者を国が委嘱した専門家、研究機関や都道府県を主体とした場合などとして、186校において第三者評価を試行するとともに、大学・民間等調査研究機関において、第三者評価に関する5テーマ（第三者評価の手法等）について調査委託研究を実施する。

また、「学校評価推進のための実践研究」（5億円）として、外部評価の充実・自己評価の改善のための実践研究（62地域）を実施するなど、学校評価システムの構築として、7.6億円（対前年度比31.5%増）を計上したところである。

(3) 放課後子ども教室

子どもたちが地域社会の中で、心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進するため、子どもたちの安全・安心な居場所、学びの場所を提供する「放課後子ども教室推進事業」を創設し、68億円を計上している。具体的には、全国の小学校1万箇所を対象に、放課後や週末等に余裕教室を活用し、地域の方々の参画を得て、子どもたちと共に勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の取組を実施する。

なお、同事業は、留守家庭児童を対象とする厚生労働省の「放課後児童健全育成事業」と連携し、総合的な放課後対策（「放課後子どもプラン」）として実施する。

(4) いじめ問題対策

全国で続発したいじめ問題等への対応に万全を期すため、全公立中学校約1万校に臨床心理士等「心の専門家」であるスクールカウンセラーを配置し、生徒や保護者等を対象とした教育相談を実施するとともに、各都道府県で行っている電話相談の相談時間を拡充し、24時間365日対応できる体制の構築を行う「スクールカウンセラー活用事業」について51億円を計上している。

また、モデル事業として公立小学校910校に教員OB等を配置し、児童や保護者を対象とした教育相談を実施するための「子どもと親の相談員等の配置事業」について5億円を計上する他、こうした問題を未然に防止する先進的な取組を研究するための「問題を抱える子ども等の自立支援事業」（13億円）を新たに実施することとし、対応策の充実を図ったところである。

(5) 公立学校耐震化

公立文教施設については、子どもたちの安全を確保し、安心して学べる環境を整備するため、

耐震化を推進することが重要課題となっている。

このため、耐震改修を中心に行う「安全・安心な学校づくり交付金」を796億円（対前年度比247億円、45.0%増）計上し、地方公共団体が行う計画的な耐震化を支援することとしている。また、「公立学校施設整備費負担金」を含めた公立文教施設整備費全体としても、3億円増の1,140億円を計上している。

なお、平成18年度補正予算においては、平成18年に集中的に実施した耐震性調査を受け、特に緊急性の高いものについての耐震化を推進するため、1,136億円を計上している。

(注) 計数は、内閣府計上分を含んでいる。

(6) 理数教育の充実

生徒が理数に興味を抱くよう、ヒト（研究者・技術者を小学校に配置する理科支援員配置事業等）、モノ（実験・学習のための教材整備）等を重点的に支援するなど、理数教育の充実に努めたところである。

2. 骨太方針に掲げられた歳出削減の着実な実施

「基本方針2006」において歳出削減の方針が掲げられた経費については、着実に削減を実施することとしている。具体的な各経費の詳細については、以下のとおりである。

(1) 義務教育費国庫負担金

この経費は、総額約5兆円にのぼる公立小中学校の教職員給与の一部を国が負担する経費であり、教職員の定数・給与をスリム化する一方、「学校教育の水準の維持向上のための義務教育諸学校の教育職員の人材確保に関する特別措置法」（昭49法2）（以下、「人材確保法」という。）による優遇分（教員給与の7.26%）については、平成20年4月を目処に必要な措置を講

ずることとしている。

① 教職員の定数と給与についての考え方

教職員の給与総額をどの程度とするかを考える場合、教職員の数・給与水準をどうするかが問題となる。

これを論ずる前提として、平成に入ってから義務教育費国庫負担金の推移を見てみよう。平成元年以降、児童生徒一人当たりの予算額は約8割も増大している。(図表3参照) こうなった理由の一つは、少子化が進展し、児童生徒数が急激に減少しているにもかかわらず、教員数が横這いで推移してきた点にある。

もう一つの理由は、教員の給与が「人材確保法」という法律により誰でも一律に優遇されており、更に一般の公務員と同じく年齢を経ればほぼ自動的に昇給するシステムの下、教員の高齢化が進んだ点である。

これだけ児童生徒一人当たりの予算額が伸びているのに、今日の義務教育をとりまく状況をみると、学力低下への懸念をはじめとして教育上の問題点はむしろ増えている。とすれば、問題解決のためには、これまでのように教員の数を増やせばよい、これまでのように教員の給料を優遇すれば状況が好転するという発想ではなく、むしろ行政改革や公務員の給与構造改革が国民から強く求められている以上、教育の分野においてもスリム化すべきはスリム化し、その上で教育の質の向上を図っていく取組を強化していくことが必要となる。

② 教職員の定数

まず、教員の数については、平成18年度において、今後5年間の増員数を予め定める「定数改善計画」の策定を見送ったところであるが、平成19年度も引き続きこれを行わず、児童生徒数の減少に伴って自動的に減少が見

込まれる(自然減)900人をそのまま減ずることとした。

③ 教員の給与

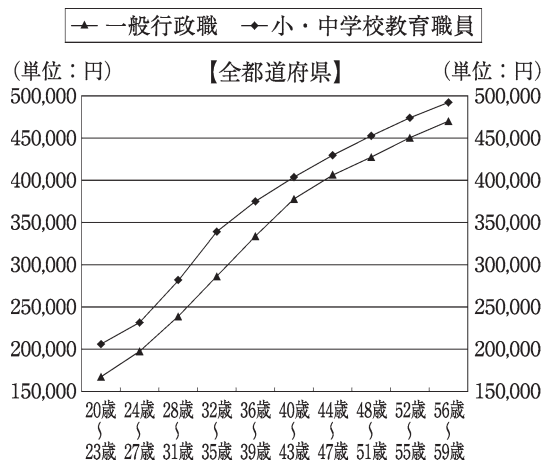
教員の給与については、先に述べたとおり、一般の公務員と同じように、年功序列的な色彩が強く、また「人材確保法」に基づく優遇措置が採られてきたが、(図表4参照)、「基本方針2006」の歳出・歳入一体改革に向けた取組を踏まえ、地方における民間給与水準準拠等の給与構造改革を反映したところである。「人材確保法」による優遇分については、

(図表3) 児童生徒一人当たり予算額

	平成元年	平成19年
(A)義務教育費国庫負担金予算額	13,350億円	16,659億円
(B)公立小中学校児童生徒数	1,488万人	1,039万人
(A)/(B)一人当たり予算額	9.0万円	16.0万円
	約1.8倍	

(注) 平成元年の義務教育費国庫負担金予算額は、平成19年との比較のため、これまでの一般財源化や平成18年の負担割合の引き下げに係る影響額を調整したもの
平成19年の児童生徒数は、18年5月1日現在のもの

(図表4) 地方一般行政職と小・中学校教職員の年齢別給料月額比較(平成15年度ベース)



優遇分全体（教員給与の7.26%）を教員の勤務実態調査を踏まえた教員給与のメリハリ付けと合わせ、平成20年4月を目処に必要な措置を講ずることとしている。

(2) 国立大学法人運営費交付金

国立大学は平成16年4月に法人化され、その際、その運営に大幅な裁量を付与することにより、法人運営の自主性・自律性を最大限担保するとともに、その効果として、効率的な法人運営の実現を目指すことを内容とした運営費交付金算定ルールが決定された。

平成19年度の国立大学法人運営費は、優れた教育研究の取組に対する競争的支援である特別教育研究経費の充実により国立大学間の競争を促進する一方、「基本方針2006」を踏まえ、運営費交付金算定ルールに基づく効率化の徹底による対前年度1%の減に加え、平成19年度の特別な要因である退職手当に要する経費の減を織り込むこととし、平成18年度予算額に対して1.4%減の12,044億円を措置することとしている。

なお、この特別教育研究経費は、国立大学間において競争的に資源配分を行い、大学改革を推進するための経費であり、国立大学の社会的役割の遂行や法人化に伴う教育研究の活性化を目的とする複数のプログラムで構成されている。平成19年度は、994プロジェクトに対して845億円（対前年度比44億円増）を措置し、国立大学間の競争性確保・促進と今後の教育研究の発展を支えるプロジェクトへの重点的資金配分に配慮することとしている。

(3) 私学助成

私学助成については、平成18年度に行われた予算執行調査において定員割れの私大が約3割に達し、平成16年度にはそれらの私大に800億円程度の補助金が交付された

ことが明らかになった。

同調査における提言も踏まえ、「基本方針2006」において、『定員割れ私学については、助成額の更なる削減など経営効率化を促す仕組みを一層強化するとともに、学生数の減少に応じた削減を行うことにより、施設整備に対する補助を含めた各年度の予算額を名目値で対前年度比▲1%（年率）とすることを基本とする。』とされており、平成19年度予算においては4,547億円（対前年度比1%減）を措置している。

さらに、私立大学等経常費補助において、経常的経費の補助である一般補助における定員割れ校への補助額の更なる減や、特色ある取組に対する補助である特別補助における学校法人の規模・取組に応じてのグループ分けとそのグループ別の補助項目の変更等、学校の取組に応じた補助金の改編を行うとともに経営効率化を促す仕組みの強化を行っている。（図表5参照）

(4) 奨学金事業

学習意欲を持つ学生が安心して勉学に励めるよう、奨学金制度については、その事業規模を拡大してきている。

平成19年度もこうした基調は維持するものの、他方で近年回収金の延滞額が一貫して増加していることに鑑み、制度の持続可能性を図る観点から、回収に向けた取組を強化するとともに、

（図表5） 私学助成の概要

事項	18年度予算額		19年度予算額	
		対前年度 増減額		対前年度 増減額
私立大学等 経常費補助 (うち一般補助) (うち特別補助)	3,313億円 (2,204億円) (1,109億円)	+20億円 (+10億円) (+10億円)	3,281億円 (2,168億円) (1,113億円)	▲32億円 (▲36億円) (+4億円)
私立高校等経常 費助成費等補助 (うち一般補助) (うち特別補助)	1,039億円 (910億円) (129億円)	+5億円 (+3億円) (+2億円)	1,039億円 (912億円) (127億円)	±0億円 (+2億円) (▲2億円)
その他施設費 補助等	242億円	▲27億円	228億円	▲14億円
計	4,593億円	▲2億円	4,547億円	▲46億円

無利子貸与事業の新規増の幅については、平成18年度予算に比べ抑制した。

また、金利上昇局面での貸付金利の柔軟な変更等といった課題につき、事態が表面化する前に、3%の貸付上限金利の見直し、貸与した奨学金の回収強化等について、事業の健全性を確保する観点から、更に検討していくこととしている。

(5) 教科書予算

小中学校に使用する教科書は無償で配布することが法律で決められている。この点是有償化或いは貸与制とすべきとの提言も行われているが、義務教育の無償措置の象徴的な意味合いもあり、中長期的に議論すべき課題と考える。ただ、税金によって無償配布されるということは、財政状況がこれだけ悪化している下では、教育に支障の無い範囲で、出来るだけ簡素化・低コスト化が求められるということに他ならない。

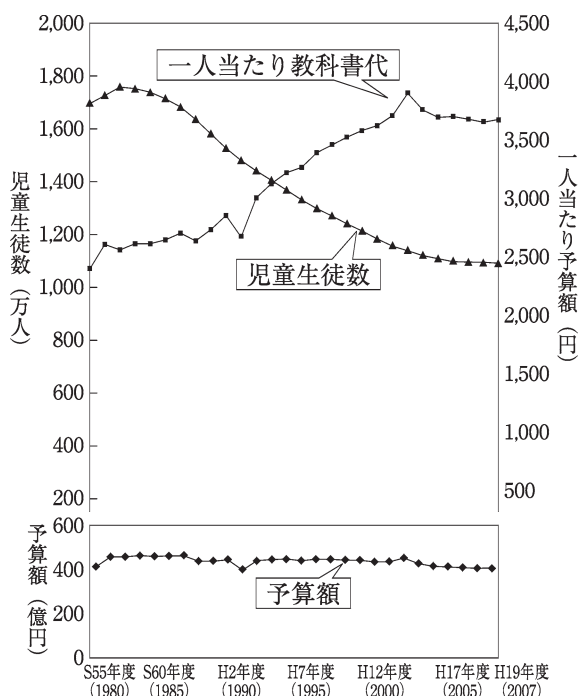
こうした観点から、予算編成の過程では、供給のコスト構造につき分析を行い、▲0.6%の定価引き下げを行った。僅か▲0.6%と思われるかもしれないが、近年まで教科書の定価は、ほぼ一貫して物価上昇率を超えた値上げをしてきており、その結果児童生徒数がこれだけ減少しているにもかかわらず、教科書予算はほぼ横這いで推移していたものである（図表6参照）。

教科書の体裁は今後とも一層の簡素化が求められると考えるが、一方で内容・中身を向上させる工夫も必要である。そうした観点から、既存の発想にとらわれない様々な教科書の可能性を調査研究するための事業を予算化することとしている。

3. 国公立大学を通じた大学教育改革の推進

社会の価値観やニーズが多様化し国際競争が激化する中で、高等教育や学術研究の中心とな

(図表6) 教科書予算等の推移



る大学は、自らが主体的にその特性に応じ優れた教育研究サービスを提供するとともに、質の高い教育研究が求められている。これらの大学改革を推進するため、限られた財政資金の下、国立大学及び私立大学に対する機関補助的な助成の削減を図りつつ、国公立大学を通じて教育研究に関する優れた取組を行う大学等に対して、競争的な環境の下で行う支援へとシフトを促進し重点的な支援を行うこととし、対前年度比40億円増の602億円を措置することとしている。

具体的には、学位を与える課程に応じた教育内容・方法等の高度化・豊富化に資する特色ある優れた取組を支援するプログラム（特色ある大学教育支援プログラム）等を引き続き措置するとともに、平成14年度から実施してきた「21世紀 COE プログラム」の成果を踏まえ、世界的な卓越した教育研究拠点形成をより重点的に支援し、若手研究者の育成機能と国際的な研究拠点形成を強化する「グローバル COE プログ

ラム」や産業界をはじめ社会の様々な分野で幅広く活躍する高度な人材を養成するための大学院における優れた組織的・体系的な教育の取組を支援するプログラム（大学院教育改革支援プログラム）などを新たに措置している。

4. 文化芸術の振興

文化予算については、安倍内閣の基本的な方向性として「文化、伝統」を大切にする国創りが第一に掲げられていること、新教育基本法において「伝統と文化を尊重」することが明確に規定されたことを踏まえ、厳しい財政事情の下ではあるが、過去最高の1,017億円（対前年度比1.0%増）を計上している。平成19年度においては、文化財の次世代への継承、こども文化芸術体験活動の推進、文化拠点の充実などの諸施策を総合的に推進することとしている。主な事業は以下のとおりである。

	18年度	19年度
文化財の保存整備・活用	343億円	353億円
こどもの文化芸術体験活動の推進	52億円	58億円
京都国立博物館平常展示館建替	—	7億円

5. スポーツの振興

競技力を向上する方策の充実や、総合型地域スポーツクラブの育成・支援などの生涯スポーツの推進、子どもの体力の向上の推進など、スポーツの振興に必要な予算を計上している（132億円）。平成19年度においては、特に、平成20年夏のオリンピック北京大会に向け、トップレベル競技者が集中的に高度な科学的トレーニングを行うことができる、ナショナルトレーニングセンターの中核拠点を整備することとしている。

III 科学技術振興費

資源に乏しい我が国が今後とも持続的な経済成長を維持していくためには、独自の優れた科学技術を築き、「科学技術創造立国」を目指していく必要があるとの観点から、平成7年に科学技術基本法が制定され、その下で平成8年度以降、科学技術基本計画に基づき総合的に施策が推進されてきたところである。

長期的な停滞状況を抜け出し、未来への明るい展望を持つことができるようになった今、成長力を強化していくためには、競争力と生産性向上の源泉である科学技術の成果を、絶えざるイノベーションにつなげていく必要がある。欧米諸国のみならず、中国や韓国などのアジア諸国も国力の源泉としての科学技術力の強化に急速に注力しつつある中で、国際競争に勝ち抜くためには、科学技術力の強化に向けた努力を着実にやっていく必要がある。また、科学技術は、経済面のみならず、国民の健康問題や大規模自然災害への対応などの課題を解決し、国民が安心・安全に暮らせる国を実現する上でも重要な役割を果たすものである。

このように、我が国の発展の基盤となる科学技術の振興を図る観点から、厳しい財政事情の下、平成19年度予算における科学技術振興費は、対前年度比1.1%増の1兆3,462億円を計上したところである。

一方で、科学技術予算の拡充が続く中、研究費の不正使用問題や研究費配分の不合理な重複などの問題点が指摘されてきている。

科学技術の発展への国民の信頼と支持を得つつ、平成18年3月に閣議決定された第3期科学技術基本計画を効率的に推進していくためには、研究開発投資の戦略的重点化の一層の強化や、競争的環境の醸成等の科学技術システムの改革、研究費の効率的な活用など、予算の「質」の充実に向けた取組を積極的に進めることが極めて

重要である。

1. メリハリ付けの強化と国家基幹技術の推進

研究開発投資の戦略的重点化を一層強化する観点から、総合科学技術会議における科学技術関係施策の優先順位付け（いわゆる SABC）も踏まえながら、メリハリ付けを強化している。

具体的には、宇宙輸送システム、次世代スーパーコンピュータなどの国家基幹技術への重点的な資源配分を挙げることができる。国家基幹技術は、世界最高の研究機能の実現、国家の総合的な安全保障の向上等を図るため、国家的な目標と長期戦略を明確にして取り組むべき大規模プロジェクトに係るものであり、第3期科学技術基本計画に基づき策定された「分野別推進戦略」において重点投資対象として選定された「戦略重点科学技術」の一部をなすものである。

＜国家基幹技術＞

	18年度	19年度
宇宙輸送システム	255億円	379億円
次世代スーパーコンピュータ	35億円	77億円
X線自由電子レーザー	23億円	75億円
海洋地球観測探査システム	146億円	212億円
高速増殖炉サイクル技術(注)	241億円	297億円

(注) エネルギー対策特別会計（仮称）で実施

2. 競争的環境の醸成、地域科学技術の振興

競争的な研究開発環境を醸成することによって、研究者個人の能力が最大限に発揮されるよう、引き続き競争的研究資金の拡充を図っている。特に、科学技術の発展にあっては、国家的・社会的な課題に対応した研究開発のほかに、試行錯誤の上に多様な知と革新がもたらされる基礎研究の発展が重要であり、人文科学や社会科学を含めて、研究者の自由な発想に基づく研

究を支援していく必要がある。そのような研究を支援する観点から、代表的な競争的研究資金である科学研究費補助金（科研費）を増額している。

さらに、科学技術の振興を通じて地域の活性化を促進する観点から、知的クラスター創成事業第二期（55億円）をスタートさせるなど、地域の大学等の公共研究機関を核に、産業ニーズを踏まえた新技術シーズを生み出すための産学官共同研究等を実施し、新技術・新産業の創出を図ることとしている。（図表7参照）

（図表7）

	18年度	19年度
競争的研究資金	4,701億円	4,766億円
＜主な競争的研究資金＞		
科学研究費補助金	1,895億円	1,913億円
戦略的創造研究推進事業	469億円	474億円

3. 研究費の効率的な活用

昨今の研究費の不正使用問題等に対応するために、研究機関における研究費の管理体制の強化を図る一方、研究開発に関する管理システムの整備を通じ、研究費配分における無駄を排除することとしている。

具体的には、関係府省が作成する競争的研究資金の管理・監査に関するガイドラインに基づき、研究機関において研究費の管理・監査体制の抜本的な強化を図るとともに、科研費における間接経費（研究の実施に伴い研究機関の管理等に必要な経費）の拡充により、その体制の強化を支援することとしている。

さらに、平成19年度中に、府省共通の研究開発管理システムを導入することにより、研究費配分の不合理な重複や、特定の研究者に対する研究費の集中を是正し、無駄の排除を徹底することとしている。